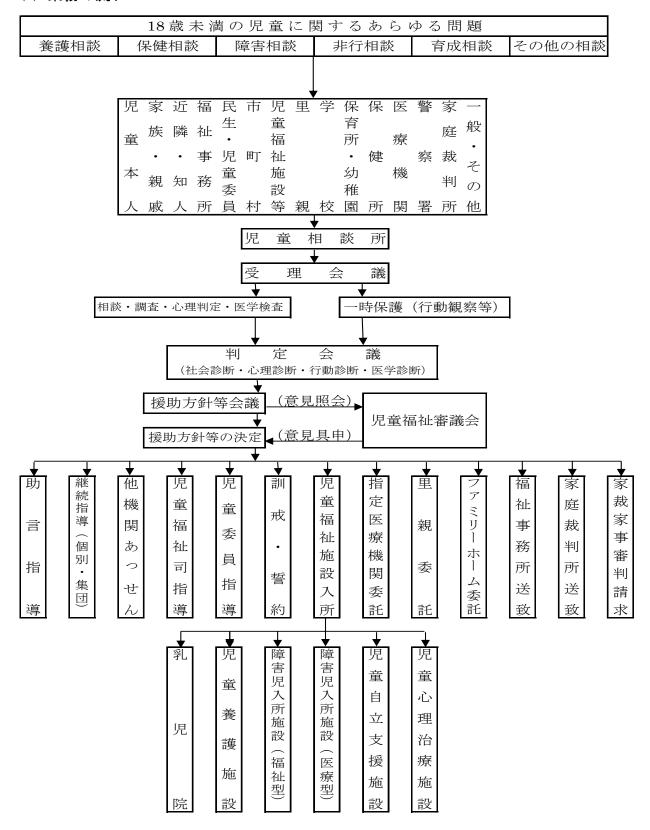
# 3 福祉こども総室【五所川原児童相談所】

# 3-1 児童相談業務

# (1) 相談の種類と主な内容

養護相	談	父又は母等の保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼動及び服役等による養育困難児、乗児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失した親の子、後見人を持たない児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保健相	談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)等を有する子どもに関する相談
肢体不	自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
視聴覚	章害相談	盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)等視聴覚障害児に関する相 談
言語 <b>発</b> 遠	<b>達障害相談</b>	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害を持つ子ども、言語 発達遅滞を有する子どもに関する相談(ことばの遅れの原因が知 的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合 は、それぞれに分類する。)
重症心身	/障害相談	重症心身障害児(者)に関する相談
知的障	害相談	知的障害児に関する相談
発達障	害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談
	為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題 行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ど も、又は触法行為があったと思料されても警察署から法25条によ る通告のない子どもに関する相談
非行相談 触法行	為等相談	触法行為があったとして警察署から法25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談(受け付けたときには通告がなくても、調査の結果通告が予定されている子どもに関する相談はこれに該当する。)
性格行	動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱 等性格若しくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
育成相談 不 登 村	交 相 談	学校及び幼稚園ならびに保育所在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談(非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところに分類する。)
適性	相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
育児・し	つけ相談	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相 談
その他の木	目談	上記のいずれにも該当しない相談

### (2) 業務の流れ



## (3) 相談の種類別状況

平成29年度に西北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室(五所川原児童相談所)が受け付けた相談の総件数は345件で、前年度の346件に比べ1件減となった。

「知的障害」が150件(43.5%)と一番多く、次いで「養護」が85件(24.6%)、「不登校」が7件(2.0%)となっている。

表 1 相談の種類別受付件数

	種類					障	害		
		養護	保健	肢体	視聴覚	言語発	重症心	知的	発達
				不自由	障害	達障害	身障害	障害	障害
平成 29 年度	(件)	85		3		3		150	36
管 内	(%)	24. 6		0. 9		0. 9		43. 5	10. 4
前年度比	(件)	-1				+3	-2	+17	+12

	種類	非	行		育	成			
		ぐ犯	触法	性 格	- * ·	, <del>, ,</del> , , ,	育児	その他	計
		行為等	行為等	行 動	不登校	適性	しつけ		
平成 29 年度	(件)	4	2	5	7	5	2	43	345
管 内	(%)	1. 2	0.6	1.4	2. 0	1.4	0. 6	12. 5	100. 0
前年度比	(件)		-7	-27	-13		-4	+21	-1

## (4) 相談の経路別受付状況

「家族・親戚」からの相談が180件(52.2%)で最も多く、次いで「県・市町村」からの相談が55件(15.9%)、「警察」からの相談が44件(12.7%)となっている。

表 2 相談の経路別受付件数

区				分	件	数	割合(%)	区				分	件	数	割合(%)
県	•	市	町	村		55	15. 9	教	育多	<u>ا</u> کرد	員 会	等		1	0.3
福	祉	事	務	所		12	3. 5	里				親		2	0.6
児	童		委	員				家	族	•	親	戚		180	52. 2
児	童福	畐 礼	上施	設		11	3. 2	近	隣	•	知	人		3	0.9
警				察		44	12.7	児	童		本	人		8	2.3
家	庭	裁	判	所		1	0.3	そ		0		他		12	3. 5
保		健		所				合				計		345	100.0
医	療		機	関		1	0.3	巡	可相詞	淡	(再掲	])			
学				校		15	4.3	電	話相言	淡	(再掲			92	26. 7

# (5) 相談の措置及び処理状況

相談に対し措置及び処理した件数は355件で、「助言指導」が298件(84.0%)、「継続指導」が5件(1.4%)、「児童福祉司指導」が1件(0.3%)、「児童福祉施設入所」が3件(0.8%)、「里親委託」が1件(0.3%)、「障害児施設等の利用契約等」が15件(4.2%)となっている。

### 表3 相談の措置及び処理件数

	X		分		件	数	割合(%)		区		分		件	数	割合(%)
助	11111	指		尊		298	84. 0	児ョ	童 福	祉 施	設 入	所		3	0.8
継	続	指	j	草		5	1.4	指方	定 医	療 機	関委	託			
他	機関	あっ	せっ	<i>ل</i>				里	親	i .	委	託		1	0.3
児	童 福	祉 司		草		1	0.3	• ·	7条1項	4号に		庭			
児	童 季	員	指	草				裁	判	所	送	致			
福ま	祉事た	務所は		致知				障害	<b></b>	設等	利用契	約		15	4. 2
8訓	戒			的				7	-	$\mathcal{O}$	他	<u>j</u>		32	9.0
								合口				計		355	100.0

### (6) 相談理由別処理状況

## (6)-1 養護相談

処理された養護相談91件の相談に至った主な理由としては、「家庭環境」(虐待、経済的理由、就労等)から生じたものが91件と100%を占めた。

処理の内訳としては、「助言指導」が80件、「継続指導」が3件、「児童福祉施設 入所」が2件、「里親委託」が1件となっている。

なお、虐待相談は養護相談に含まれ、養護相談91件のうち57件である。

表 4 養護相談の理由別処理件数

		家出			傷病	家庭	環境		
区	分	(失踪) 含む)	死亡	離婚	(入院) (含む)	虐待	その他	その他	計
児童福祉施設	入所					1	1		2
里 親 委	託						1		1
児童福祉司	指導								
継続指	導					2	1		3
助 言 指	導					51	29		80
そ の	他					3	2		5
平成29年度管内	(件)					57	34		91
	(%)					62.6	37.4		100.0
前年度比	(件)			-2	-4	+17	+3		+14

## ①管内の里親委託状況

登録里親数8組のうち実際に委託を受けた里親は4組(委託率は50.0%)、委託里 子数は6人であった。

### 表5 管内の里親委託人数

	Ι <b>ζ</b>		厶			登録里親数	委 託	里	親	委託里子数
			Ŋ			(組)	実数(組)		委託率(%)	(人)
平	成 29	年	度	管	内	8	4	ł	50.0	6
前	年	ļ	度		比	-2				-2

<sup>※</sup> 里親制度とは、家庭的環境に恵まれない児童を個人(里親)の家庭に預け、その温かい愛情と家庭的雰囲気の中で育てようとする制度。里親は都道府県知事が認定する。

## ② 虐待相談(養護相談の再掲)

平成29年度の虐待相談対応件数は57件で、前年度に比して17件増加している。 虐待の内容別では、「心理的虐待」が40件(70.2%)、「身体的虐待」が14件 (24.6%)であり、虐待者では、「実父」が29件(50.9%)と最も多い。

### 表 6 虐待の内容別件数

_	/E 19 971							
		分 <b>/</b>	類別	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	養護放棄・怠慢 (ネグレクト)	計
1	成29年	度	(人)	14	40		3	57
管	T .	内	(%)	24. 6	70. 2		5. 2	100.0
前	5年度	比	(人)	+5	+19		-7	+17
4	成28年	度	(人)	9	21		10	40
省	T.	内	(%)	22. 5	52. 5		25. 0	100.0

注 子ども虐待ホットライン分を含む。

### 表 7 虐待者別件数

虐待者別	実	実父以外の父親	実	実母以外の母親	祖	祖	兄弟	義兄弟	親	そ の 4	不	計	両親 (再掲)
1	X	柷	母	柷	X	母	护	炉	戚	他	詳		
件数	29	3	16		6					3		57	0

表 8 虐待相談の処理別件数

処理別	助言指導	継続指導	他機関 あっせん	児童福祉 司指導	児童福祉 施設入所	里親委託	その他	計
件 数	51	2			1		3	57

## (6)-2 障害相談

全相談件数の55.7%を占める障害相談の処理件数の内訳は、「知的障害」が150件 (78.1%)で最も多く、次いで「発達障害」が36件(18.7%)、「肢体不自由」「言語 発達障害等」がそれぞれ3件(1.6%)となっている。

#### 表 9 障害別件数

	章害別	肢不	自日	z 視 i 障	覚害	言語発 障 害	達等	重症心身 障 害	知的障害	発達障害	計
平成29年度	(件)			3			3		150	36	192
管内	(%)		1.	6			1.6		78. 1	18.7	100.0
前年度比	(件)						+2	-2	+18	+14	+32

### (6)-3 非行相談

非行相談の処理件数は6件で前年度に比して7件減少している。その内訳は、「家 出・浮浪」が4件と最も多く、「窃盗」「放火・弄火」がそれぞれ1件となっている。 なお、これらの件数は主たる問題行動の内容を1件として計上しており、通常は問 題行動の内容が複数であることも少なくない。

表 10 非行相談の理由別件数

衣 10 非11怕談の													
	暴	地 加	浪費	家出・ミ	自家金銭持	シンナー等	性的逸	その	窃	傷 害 • #	放火・	その	計
	力	癖	癖	浮 浪	出 し	吸 引	脱	他	盗	恐喝	弄 火	他	
児童福祉施設入所				1									1
里 親 委 託													
助言指導				3					1				4
継続指導											1		1
児童福祉司指導													
その他													
平成29年度(件)				4					1		1		6
管 内 (%)				66.6					16. 7		16. 7		100.0
前年度比(件)				·					-1	-3	+1	-3	-7

# (6)-4 育成相談

育成相談の処理件数は19件で前年度に比して43件減少している。内訳は「不登校」が8件(40.0%)と最も多く、「性格行動」5件、「適性」5件となっている。

### 表 11 育成相談件数

区 分	性格行動	不 登 校	適 性	しっけ	計
平成29年度(件)	5	8	5	2	20
管 内 (%)	25. 0	40.0	25. 0	10.0	100.0
前年度比(件)	-27	-11		-4	-42

# ※ 不登校相談の処理状況

不登校相談の件数は8件で前年度に比して11件減少した。その処理では、「助言指導」が8件となっている。

# 表 12 不登校相談件数

·		^					
\frac{\psi}{2}	心理別	施設入所	福祉司指導	継続指導	助言指導	その他	計
平成29年度管内	(件)				8		8
管 内	(%)				100.0		100.0
前年度比	(件)				-11		-11

# 3-2 判定業務

### (1) 相談種類別判定の状況

平成29年度の判定件数は132件、その内訳は「知的障害」が96件(72.7%)、「発達障害」が20件(15.2%)、「養護」が9件(6.8%)となっている。

判定の内訳では、医学的診断指導件数は76件、心理学的診断指導件数は547件となっている。

表 13 相談種類別判定件数

内 (%)

	養護	保健	肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言語発達障 害等	重症心身障 害	知 的 等 害	発達障害
平成29年度 <sup>(件)</sup>	Ç				1		96	20
平成29年度 <sup>(件)</sup> 管 内 <sub>(%)</sub>	6.8				0.8		72. 7	15. 2
前年度比(件)	-4				+1		+13	+5
種類別	非	行		育	成			
	ぐ 犯 行為等	触 法 行 為 等	性格行動	不登校	適性	しつけ	その他	計
平成29年度 (件)		2	4					132

3.0

100. 0 +15

1.5

表 14 医学的•心理学的検査件数

		/	診察 指導	医学的 検 査	その他	計	知能 検査	発達検査	人格 検査	その他の検査	面接 観察 指導	<u>≅ </u> -
児		童	36			36	109	48	23	32	170	382
保	護	者	39			39	1	1			147	149
そ	0)	他	1			1					16	16
平成	29年度	(件)	76			76	110	49	23	32	333	547
管	内	(%)	100.0			100.0	20. 1	8.9	4. 2	5. 9	60. 9	100.0
前年	F度 比	(件)	-40			-40	+8	+17	-38	+1	-36	-48

# (2) 判定書(証明書等)の交付状況

判定書(証明書等)の交付は182件で、前年度に比して28件増加した。

交付した判定書(証明書等)の内訳では、愛護手帳のための判定書の交付が95件と 最も多く、特別児童扶養手当は24件となっている。

表 15 判定書(証明書等)の交付件数

	目的別	特扶	別養	児手	童当	愛	護	手	帳	障 意	害	児見	保	育書	そ の 福祉手 障害証		計	
平成29年度 管 内	(件)				24				95							63		182
管内	(%)			1	3. 2			5	2. 2							34. 6	10	0.0
前年度比	(件)				-14				+24							+18		+28

## (3) 心理療法・カウンセリングの状況

心理療法・カウンセリングの総件数は222件で、児童福祉司等によるカウンセリングが145件、児童心理司等による心理療法・カウンセリングが77件となっている。

表 16 心理療法・カウンセリング件数

	区	分	医	師	児童心理司	等児 童 福 祉 司	等の他の職員	<b>1</b>
児		童			4	) 4	2	8 :
保	護	者			2 (	) 5		7
そ	Ø	他			1	7 5	2	6 !
亚战	2 年度管	(件	)		7	7 1 4	5	2 2
十八	4 界及目	( %	)		3 4 .	7 65.	3	1 0 0
前	年 度	比(件	)		+ 1	7 - 8 8	3 7	

# 3-3 一時保護

## (1) 実人員及び延人員

平成29年度に管内で一時保護した児童の実人員の総数は4人で、前年度比14人減となっている。延人員の総数は82人で、前年度比354人の減となっている。

表 17 一時保護の実人員及び延人員

区	分	中 央 月	l 相 の 保 護	所 内	保 護	保護	委 託	当日	+
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
	度 (件)	2	79			2	3	4	82
管	内 (%)	50.0	96. 3			50.0	3. 7	100.0	100.0
前年度	比(件)	-5	-72	-1	-1	-8	-281	-14	-354

# (2) 相談種類別保護児童の状況

管内で一時保護(保護委託を含む)した児童を相談種類別にみると、実人員では、「養護」が3人(75.0%)、「非行」が1人(25.0%)であり、延人員では、「養 護」が41人(50.0%)、「非行」が41人(50.0%)となっている。

表18 相談種類別保護児童数

区分		養	護	障	害	非行		
	分	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	
	度 (件)	3	41			1	41	
管	内 (%)	75.0	50.0			25.0	50.0	
前年度	比 (件)	-13	-369			-1	+15	

区分		育	成	保健・	その他	計		
	)J	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	
平成29年 管	E度 (件)					4	82	
管	内 (%)					100.0	100.0	
前年度	比 (件)					-14	-354	

# 3-4 児童相談所の事業

# (1) 子ども虐待防止対策

### (1)-1 子ども虐待ホットライン

子どもへの虐待に関する通告・通報を受けるホットライン(フリーダイヤル)を児童 相談所に設置し、虐待の防止と早期発見・早期対応を図っている。

## (1)-2 被虐待児フォローアップ事業

被虐待経験をもつ子どもやその保護者への治療的援助、被虐待経験を有する子どもを指導している児童福祉施設職員への援助等を実施している。

### ① 被虐待児個別治療

児童数	延指導回数	スーパービジョン 参加職員数
4	35	41

### ② 被虐待児童の保護者指導

保護者数	延指導回数
10	61

### ③ 被虐待児親子指導

世帯数	指導回数	児童指導延人数	保護者指導延人数
3	21	41	21

### ④ 児童福祉施設職員指導

実施施設数	職員数	指導回数	延指導人数
1	8	12	86

### (2) 里親及び里親会活動支援(西北里親会)

家庭的環境に恵まれない児童を個人(里親)の家庭に預かり、その温かい愛情と家庭的雰囲気の中で育て又は育てようとする里親の集まりである西北里親会の活動を支援した。また、弘前児童相談所と協力して、中弘南黒里親会と合同の交流会や研修会の活動を支援した。

・ 総会、里親サロン、交流会、研修会等

## (3) 市町村支援事業

児童福祉法改正により、平成17年4月から市町村に児童家庭相談窓口が設置されたので、管内市町への支援を重点目標に掲げて取り組んでいる。

## (3)-1 要保護児童対策地域協議会への支援

管内の全市町では、既に協議会が設置され、当所職員が委員として参画し支援を 行っている。

管内市町数	設置市町数	児童相談所からの会議出席回数		
		代表者会議	実務者会議	ケース検討会議
6市町	6市町	2回	8回	5回

# (3) - 2 市町児童家庭相談担当職員研修

管内市町児童家庭相談担当職員を対象に、「児童福祉法及び市町村児童家庭相談援助指針の改正について」「市町村と児童相談所の機関連携対応方針について」「要支援児童について(気にかかる子、育てにくい子の特徴及び対応)」の研修を実施した。